

序 章

一 故事を用いるということ

故事を用いるということについて、本書の問題意識を輪郭化するため、いささか抽象的で取り止めのない論から始めたい。故事は、特定の人物や場所や動植物などをめぐり、事績や事象や出来事などを指すが、いずれの場合も、事実であることを前提とする。故事の中には、あまりに荒唐無稽で信じ難い内容のものもあるけれども、そうはいつでも前提としては、それは現実に起こった出来事として、実際に存在する事象として説明される。人が何かを判断する際の拠り所として故事を用いることができるのは、この前提があつてこそ、である。いかに荒唐無稽な事柄でも、事実であればそれは規範として機能し得る。

一方で故事は、一定の人々の間で広く知られていることを前提とする。そして、広く知られるためには、何らかの形で表現され、伝えられなければならない。ここでいう「表現」とは、それが文字で書かれたか、口で語られたか、或いは絵画のような形で描かれたかを問わず、な

んらかの形で表現されたものをすべて含んでの謂いである。当然ながら表現には、多かれ少なかれ虚構が含まれる。それぞれの表現における虚構の度合いはさまざまであり、可能な限り事実に沿って記述することを目指して作られるものもあれば、最初から虚構であることを企図したものもあろうが、いずれにしても現実の世界を寸分違わず写し出すというのは不可能な行為なのであって、どんなに事実に忠実に記録したところで、そこには何らかの虚構を含むものであろう。ただし、故事をめぐっては、こうした虚構性とも関わりつつ、それとはまた別の問題を念頭に置く必要がある。それは、故事が表現されて広く伝えられれば、多くの人の手を経るその間に、改変される可能性が高くなる、という点である。すなわち故事は、事実であることを前提とする一方で、変化を被りやすい性質を本来的に内包するものなのである。

さて、故事を規範として用いるとは、どういうことだろう。例えば、未体験の出来事に遭遇したとき、自分の身の振り方を決めるのに、同様の出来事に遭遇した人物の故事を抛り所とするということがあろう。また、行き詰まった状況にいる相手に打開案を提案する場合、その相手を説得するのに同様の状況にいる人物の故事を用いるということもあろう。逆に、相手の意見を否定するため、ことさらに状況の異なる故事を取り上げて違いを強調する場合というのも想定し得る。この他、さまざまな設定が考えられようが、いずれの場合においても、故事を用いる側が行う実質的な作業とは、適当な故事を選び出し、実際の状況と故事の状況とを比較し、両者を擦り合わせる作業にほかならない。しかし、当然のことながら、実際の状況と故事の状

況とは必ずしも一致しない。現実には往々にして過去のとおりでない。ましてや日本人が日本社会において、中国の故事を用いようとするれば尚更である。

二 中国故事を用いるということ

日本人にとって中国の故事や表現は、做すべき規範であり先例であった。そして、詩文の作成に当たっては、典故となり得る漢語表現は規範として、故事に等しい機能を持ち得る。本書は、平安期を中心として、日本で作られた作品あるいは表現に、中国故事や漢語表現が用いられた場合のその有り様をめぐって考察した、九つの論考をまとめたものである。

前述のように、故事を用いようとするときの実際の状況と故事の状況とは、おおよその場合、異なる。特に、日本の実際と中国の故事との隔たりは、決して小さなものではないだろう。日本人が中国故事を用いる際、まずはそうした隔たりを埋める必要がある。どうするか。最も手取り早い方法は、故事を改変することであろう。しかし、原則としてそれはできない。なぜなら、前述のように、故事は事実であることが前提となっているからである。そして、殊に日本人には、それは不可能なことであろう。なぜなら、日本人にとって中国故事は做すべき規範であり、規範としての規制の度合いは日本の故事に優先する。中国故事は、日本社会において権威であり得るのである。そのためにしばしば、日本における制度や慣習、行事や発想などの由緒が中国に由来するものとして説かれる。このとき、実際に中国に由来するか否かは問題

にならない。重視されるのは、中国に由来すると説くことで、そこに権威が生ずる点である。こうして、場合によっては、事実のほうが故事に則して曲げられることになるのである。

本書の第一章では、平安期の摂政の辞表における、周公旦の摂政の故事の様相について考察した。周公旦の摂政は、藤原良房を濫觴とする日本の摂政制度の先蹤とされる。就中、天皇の元服後に摂政が辞職する復辟の慣例は、周公旦の復辟の故事に基づくものだと考えられる。しかしながら実際のところ、周公旦の摂政は、日本の摂政制度と同じではない。第二章では、貞観八年（八六六）上表の藤原良房の辞表を分析し、この辞表が周公旦の摂政を念頭に置きつつ作られたこと、清和天皇が九歳で即位した天安二年（八五八）から良房が摂政のごとき職掌（政務決裁を中心とする天皇大権代行という職掌）を担っていたこと、十五歳になった天皇が元服した貞観六年には、周公旦の復辟の故事に倣って摂政を辞そうとしたこと（ただしこのときは辞職できなかったと説明している）を確認したが、天皇即位当時から始まる良房の摂政のごとき職掌が周公旦の故事と結びつけられるようになったのが、果たしていつのことなのかは、実は定かではない。第二章では明確に言及し得なかつたけれども、天皇元服の貞観六年に摂政を辞そうとしたというのが事実でなく、貞観八年の辞摂表作成の時点で、良房の職掌と周公旦の摂政の故事が結び付けられた可能性すらある。たとえそうではあっても、天皇即位当時から良房が太政大臣以外の職についていたとすれば、その職とは、後世摂政と呼ばれることになる職だと考える以外にはなさそうだが、当初からその職が周公旦の摂政に倣って企図されたものだったかは不明である。

ある。いづれにしても、貞観八年の上表時点では、天皇元服に伴って辞職しようとしたけれどもできなかった、と説明されていたのが、時が経つにつれて復辟したとされるようになるのは、周公旦の事跡と良房の事跡とを可能な限り重ね合わせようとしたものと考えられ、故事に則して事実のほうが曲げられた事例と見なすことができよう。

三 重層と連関

前述のように、日本人が中国故事を故意に改変するというのは想定しにくい。しかしながら、故意ではないにせよ、その用い方には自然と日本人らしさが現れるものであろう。ある言語によって記された記述を別の言語によって解釈するという意味においては言うまでもないことだが、漢詩文（ここでは訓読という行為を念頭に置かず作られたものをいう）が訓読され、いわば日本語に翻訳される時点で、もとの漢詩文と訓読文との間には極めて微細ではあるかもしれないが、何らかの差異が生まれる。そうした差異、すなわち漢文を和文に言い換えた場合のニュアンスの違い、あるいは変換可能な語彙同士の隠微な意味の違いですら、それが日本人の言語や発想における日本人らしさから発しているのは間違いない。中古中世の日本で用いられた故事や表現の中には、日本において醸成され、定着したのではないかと推定できるものがある。本書第三章で取り上げた、辞表における「鶴」の表現、第五章の「蜀龍」のごとき表現、あるいは第四章の「月の都」の造型や、第七章の楊貴妃譚の有り様などは、日本で醸成され、中国で

の元の形とは違ったものとなったと考えられる。ここでは、本書で取り上げた中国故事や漢語表現の有り様から帰納することで、中国に由来する故事や表現が、日本においては中国とは別の形で用いられることになるその背景について、特に日本人の表現の志向あるいは傾向といった側面から俯瞰してみたい。

まず挙げたいのは、第三章で取り上げた「鶴」の表現や第四章の「月の都」の造型に特に顕著に窺われる、典拠としての故事や表現の重層性という点である。このうち、『竹取物語』や『源氏物語』に描かれる「月の都」の造型は、中国の「月宮」を背景に持つものと考えられるが、「月宮」は、姮娥の居所とされる一方で、月天子の宮殿ともされ、玄宗訪月譚の舞台としても知られる。「月の都」の造型は、こうした多面的な「月宮」の属性のそれぞれの面を重層的に反映させながら成立しているものと考えられる。また、平安期の辞表において、上表者自身を「鶴」の語で表す「鶴歎」「鶴望」といった表現は、『毛詩』『鶴鳴』を典拠とする一方で、鶴をめぐるさまざまな表現や故事、さらには典型とされる鶴の造型などを複合的に踏まえつつ用いられたものと考えられる。さらに、第七章で取り上げた延慶本平家物語の楊貴妃譚は、その構成において、『和漢朗詠集』の注釈書、「長恨歌」、「長恨歌伝」のほか、新樂府「驪宮高」、同「上陽白髮人」といった複数の典拠が重層的に重ね合わされた上に成り立っている。そうして一つの典拠に別の故事や表現が重ねられることで、もとの典拠には何らかの改変や新味が加えられ、新たな表現が生まれる契機となろう。

一方、如上の重層性は、語彙や表現、故事が互いに関わりを持つ、その結びつき（＝連関）によって支えられている。より具体的に言うならば、そうした結びつきとはすなわち、作品の製作者が、ある語彙から別の語彙を、あるいはある表現から特定の故事を、というように、語彙や表現、故事や作品などの中のあるものからあるものを連想する、その道筋（本書あるいは前著において、しばしば「連想の糸」と呼んでいるもの）のことである。¹例えば、先にも言及した、辞表における「鶴」の表現は、鶴に関わる表現や故事同士が連関し、互いに連想されて重ねられたものと考えられる。同じく「月の都」の背景となった「月宮」もまた同様である。そして第四章で指摘したように、『竹取物語』の「月の都」の造型に際して、「月宮」から霓裳羽衣曲へ、霓裳羽衣曲から楊貴妃へと連想が働いたこと、あるいは白居易の「醉後題李馬二妓」（『白氏文集』巻十五、0906）の「雲髻花鈿」「霓裳羽衣」「月中仙」の語を媒介として「月宮」と楊貴妃とが、互いに連想されるもの同士として結びついていたこと（連関していたこと）を想定するとすれば、そうした想定は『竹取物語』という作品そのものの構成や成立に密接に関わる問題となる。連想の糸で結ばれば、互いが互いを引き寄せることが可能となる。

次に日本人の表現の志向として挙げたいのが（恐らくは上述の重層性ということも関わるものと思われるが）、対偶表現（対句）に対する、拘泥と言ってもよいほどの、強い愛着である。言うまでもなく対偶表現は、中国文学において高度に発達した、中国文学の中核ともいわれる修辞法である。日本人は、この修辞法の整然とした美しさに大いに魅せられたに違いない。あるいは、中

国の詩文の聴覚的な美しさを実感しにくい日本人にとって、韻を踏んだり平仄をそろえたりすることよりも、その美しさを視覚的に実感できる対偶表現を作ることのほうが、遣り甲斐のあることだったのかもしれない。いずれにしても、既に『懐風藻』において、対句についてはほとんど問題なく作られていることが指摘されており、律詩の頷聯、頸聯ばかりでなく、首聯、尾聯さえも対句に作ろうとする傾向が見えることから興膳宏氏は、こうした日本人の志向を「過剰ともいえる対句愛好」と呼んでいる⁽²⁾。平安期を通じて、詩か文かを問わず、典故を駆使した流麗な対句表現が生まれ、高い評価を得た。後述する句題詩の構成方法において、破題である頷聯、頸聯が重視されたこと、あるいは、そもそも破題が対句に作られることは、対偶表現に対する日本人の志向と無関係ではなからう。本書第三章の鶴の表現について、辞表において上表者自身を称して「鶴」の語を用いる背景には、「龍渙未収、鶴歎逾切。(龍渙未だ収まらず、鶴歎逾よ切なり。)(『本朝文粹』巻四「為入道前内大臣」辞「関白」表106「大江匡衡」)や、「龍渙難返、五雲之衢弥高、鶴唳未休、九臯之声欲竭。(龍渙返し難し、五雲の衢^{もまた}弥よ高し、鶴唳未だ休まず、九臯の声竭きなんとす。)(『本朝統文粹』巻四「同(関白)第三表」大江匡房)などのように、天皇を意味する「龍」の対語として「鶴」が極めて自然であったこともあつたのだろう。

四 句題詩の破題

ところで、村上朝に定着した句題詩には、中国の近体詩にはない、独特の構成方法が定まっ

ていた。句題詩については前者においても言及したが、ここでもおおよそのところを確認しておきたい⁽³⁾。句題詩とは、漢字五文字から成る句題を題とする詩のことをいう。公的な詩宴では句題詩が作られる場合が多く、さらにその多くが七言律詩であつた。句題詩(七言律詩)は、対句や平仄など、律詩としての体裁を整えた上で、独特の構成方法に則して作られる。その際に重要なのが詩題である。詩題には、中国で作られた古句を用いる場合と新たに考案した題(新題)を用いる場合とがあり、いずれの場合でも、詩宴が行われる時期や場に見合った景物や年中行事を盛り込んで題が立てられるのが一般的である。句題詩の醍醐味は、この詩題の文字を如何に言い換えるかにある。以下に句題詩の構成方法を示す。

- ①首聯 題目||詩題の文字をそのまま詠み込む。
- ②頷聯 破題(本文) ||詩題の文字を別の文字で言い換えて題意を敷衍する。
- ③頸聯 破題(本文) ||詩題の文字を別の文字で言い換えて題意を敷衍する。
- ④尾聯 述懐||詩題に即して思いのたけを述べる。

詩題の五文字のうち、二、三字は実字(具体的な事物を指し示す)であり、それ以外は虚字である。これら五文字のうち、少なくとも実字について、願わくは虚字を含む五文字すべてについて、首聯ではそれらの文字をそのまま詠み込み、頷聯、頸聯ではそれらの文字を別の文字で言

い換えて題意を敷衍しなければならぬ。さらに、破題で詩題を言い換える際、頷聯、頸聯のいずれかで故事や典拠を踏まえた表現を用いるのが望ましい。この場合、故事を踏まえた破題を特に「本文」と呼ぶ（以下、「本文」とした場合は句題詩の構成方法における「本文」を指す）。そして、尾聯においては作者の思いを述べる事が許されるが、その際にも詩題に即して表現する必要がある。

句題詩の破題においては、限られた字数で故事の内容を表現するため、極端に刈り込んだ語を用いる場合がある。⁴ 例えば、嵇康の住居を「嵇宅」、陶淵明の家の門を「陶門」、李膺の登龍門を「李門」と表現するもの、さらには、管仲が老馬に従えば帰還できると説き、果たしてその通りであったという故事（『世俗諺文』巻上「老馬智」）を踏まえる「管馬」の語、王徽之（字は子猷）が友人の戴安道に会いたくなくなって出かけたが、その居所の門にいたって興尽き、会わずに帰ったという故事（『蒙求』「子猷尋戴（176）」など）を踏まえる「王船」の語などがそれにあたる。こうした語彙は、句題詩の破題（本文）に多く用いられ、中国の作品には例が見えないものが多い。こうした語彙のうち、第五章で取り上げた「蜀龍」は、その背景に司馬相如を「龍」とする理解を持つものと推測される。この理解が日本において案出されたのだとすれば、その誘因は、やはり破題（本文）の作成であろう。

そもそも「本文」を含む破題の表現は、作者の連想によって支えられる。例えば、前掲の「管馬」の語は、「雪」を言い換える表現としてしばしば用いられるが、詩題に「梅」があった

場合、梅↓雪↓管馬といった連想から「梅」を「管馬」と言い換えるのは句題詩の破題（本文）においては常套的であり、こうした連想が詩題の文字の言い換えを支えるのである。句題詩の破題の製作にあたって、題字の言い換えが必須であり、しかもそうした言い換えが連想によって支えられている以上、連想すること自体が必須の事柄となる。そして、当然ながらこうした連想とは、前節で「連関」と呼んだ結びつきを前提とする。したがって句題詩の製作にあたっては、他の詩体や文体を作る場合にくらべて一段と、連関（語彙、表現、故事などの間の結びつき）の重要性が高く、作者はそれを切に希求することになる。すなわち、句題詩製作の初心者が破題を作るためにはできるだけ多くの連関を学ぶことが不可欠であろうし、習熟した者が優れた破題を作るためには、新たな連関を作り出すことが求められよう。作者の頭の中では連想の糸が（決して整然とはなく）張りめぐらされて、立体的な布か網のごとくに拡がり、そうした中で作られた表現が新たな連想の糸によって特定の語彙や表現、故事などに結びつけられる。⁵ そうした結びつきは決して一対一ではない。句題詩の製作は、半ば強制的に、そうした連関の網を作者の中に作ることを要求する。それを作らなければ句題詩を作ることはできない。ただし、それをある程度作りさえすれば、比較的簡単に詩が作れるのである。そして、公家社会における句題詩の隆盛は、そうした連関が個人のものでなく、社会において共有されていたことを意味する。

五 幼学書の機能

幼学書とは、十歳前後の児童が学習する書籍の意である。⁽⁶⁾平安期から鎌倉南北朝にかけての幼学書として、『千字文』『蒙求』『李嶠』百二十詠』『和漢朗詠集』(あるいは『新樂府』を加える)の四つの書(四部の書)と呼ばれる)、⁽⁷⁾『千字文』『蒙求』『胡曾』詠史詩』それぞれの注(三注と呼ばれる)が知られている。かつて太田晶二郎氏は、「幼学の書は、程度は低いものであるけれども、根柢的な影響を広範囲に及ぼす」と述べた。⁽⁷⁾ここでは、典拠の連関およびその重層性ということをめぐって、幼学書の機能について改めて考えてみたい。

佐藤道生氏は、特に『和漢朗詠集』について、それが幼学書として学ばれた背景に、この書物が句題詩の破題の表現を獲得するのに有効であったことを指摘している。⁽⁸⁾佐藤氏は、句題詩の詩題の実字の多くが朗詠題と一致することを指摘し、朗詠題ごとに詩歌が配列されるという『和漢朗詠集』の構成は、実字を言い換えるための語彙がその実字ごとに集成されているのも同然で、したがって『和漢朗詠集』を学ぶことで、破題の作成(詩題の実字の言い換え)のために必要な基本的な語彙を容易に習得することができるとした。佐藤氏は、特に朗詠題と詩歌の表現との関係、いわばこの両者の「連関(結びつき)」に注目して、『和漢朗詠集』が幼学書として学ばれるようになった、その要因を明らかにしたが、いったん幼学書として学ばれることになれば、多くの人にとって、さまざまな形で連想を働かせる、その足がかりになったことは疑い

ない。

詩の表現を学ぶためのテキストとして『和漢朗詠集』に親しんだ人々は、例えば摘句の中の一つの語彙を見ただけでも、そこから摘句の全体を容易に連想することができたであろう。したがって、詩の表現にそうした語彙を二つ三つと用いることで、その背景にはそれぞれの摘句が重層的に重ね合わされることになる。そして、『和漢朗詠集』の学習は、そうした連想が多くの人々の間で共有されるという面において、より一層際立つ。儒者を除けば、詩の作る側にしてもそれを読む側にしても、その多くが、『和漢朗詠集』のごとき幼学書には馴染んでいても、中国の経書や史書の表現を深く理解するには及ばなかったに違いない。⁽⁹⁾そこで、『和漢朗詠集』の表現を媒介とした表現であれば、彼らでも即座に、その重層性を体感することができるのである。

ところで、『平家物語』や『太平記』といった軍記物語や『三国伝記』などの説話集に引用される中国故事説話の記述の背景に、黒田彰氏が〈中世史記〉と名付けた中国史理解があったことは、すでによく知られている。⁽¹⁰⁾そうした〈中世史記〉の一つ、蘇武譚について、黒田氏が「恰も灯火に惹かれた蛾の如く、多彩な蘇武伝承の集散が綾を成す」と表現したことが端的に示すように、〈中世史記〉とはまさしく、連想によって結びつけられて重なり合う典拠の総体にほかならない。このことは、黒田氏が取り上げた中国故事説話の様態からも、そして本書第七章において考察した楊貴妃譚の様態からも、顕著に窺うことができる。そして、やはり黒

田氏がすでに指摘するように、〈中世史記〉はしばしば、幼学書の注釈の中に姿を表す。この点について黒田氏は「概して幼学は、注釈（及び、先行注）、類書、原典という多層構造から成っている。そして、原料の如き注釈に対応する本文（定数有韻句が多い）がインデックスとして機能、種々の意味空間を形作り、突起をなして文学と接触し、原質的注釈を文学へと流入させているようだ¹²⁾」と説明する。こうした黒田氏の指摘を稿者の問題意識に即して言い換えれば、〈中世史記〉においては、幼学書の本文が連関の機能を、注釈が重層性の機能を、主に担っているということになるか。このように考えれば、前述のように句題詩の破題の表現を獲得するために『和漢朗詠集』を学習する場合には、朗詠題が連関の機能を、詩歌の本文が重層性の機能を担っていたということになる。すなわち破題の作成においては、『和漢朗詠集』が果たす機能は主に詩歌の本文が担っているのに対し、〈中世史記〉の形成においては、幼学書が果たす機能の多くを注釈のほうに担っているといえはよいだろうか。詩の表現の学習においては、学習の対象が『和漢朗詠集』や『百二十詠』の本文であり、注釈はその補助的な機能を担うものだと考えられるのに対し、〈中世史記〉の形成においては、注釈こそが学習の対象であり、本文はいわばインデックス（見出し）にすぎないことになる。

堀川貴司氏は、石川県立図書館川口文庫蔵慶長十六年（二六一）頃写『和漢朗詠集私注』の行間や欄上に、蘇東坡や黄山谷、『三体詩』などの詩集や『韻府群玉』『詩学大成』などの韻書や類書、『碧巖録』のような禅籍を含む中世五山において読まれた書物群からの引用が書き入

れられている点について、それを書物の内容を理解するという目的を超えた知識の集積であるとし、初学（幼学）書が一種の類書としての機能を果たしつつ、初学の段階を過ぎても用いられていたことを指摘している¹³⁾。本書第八章、第九章でも少しく言及したように、『和漢朗詠集』の注釈書の通時的な様相を再考することは、幼学書と注釈書をめぐる問題を見直す手がかりとなる。

以上、中国故事や漢語表現をめぐる、本書の問題意識の輪郭を大雑把になぞり、以下の論考のなかで言及し得なかつた事柄にいささか言及して序章とする。本書は、個別に発表した論考を集め、それぞれの論考ごとに一章をあててまとめたものである。可能な限り体裁の統一に努めたが、及ばないところも多い。章と章との間で内容が重なる部分もあるが、それぞれの論旨との兼ね合いから、多くはそのままとした。大方の寛恕を請いつつ、ひとまず筆を擱く。

注

(1) 本章で「連関」あるいは「連想の糸」と呼んだものを堀川貴司氏は「漢文学の伝統の中で培われた連想関係（ことば同士のネットワーク）」と呼んでいる。（『詩のかたち・詩のこころ——中世日本文学研究——』「総説 中世漢文学概観——詩を中心に——」若草書房、二〇〇六年、初出は一九九六年十一月）。

(2) 興膳宏『古代漢詩選』（研文出版、二〇〇五年）。

- (3) 句題詩およびその構成方法については、主に以下を参照のこと。柳澤良一『本朝麗藻』『新撰朗詠集』について(『和漢比較文学』第九号、一九九二年七月)。谷口孝介「天曆期の詩人と白詩——句題詩の生成」(『白居易研究講座』第三卷、勉誠社、一九九三年)。本間洋一「平安朝句題詩考」(『王朝漢文学表現論考』和泉書院、二〇〇二年、初出は一九九三年十一月)。小野泰史「平安朝句題詩の制約——題字を発句に載せること——」(『平安朝天曆期の文壇』風間書房、二〇〇八年、初出は一九九四年一月)。堀川貴司「詩のかたち・詩のころ——中世日本漢文学研究——」(『若草書房』二〇〇六年)。佐藤道生「句題詩詠法の確立——日本漢学史上の菅原文時」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三年)。蔣義喬「詠物詩から句題詩へ——句題詩詠法の生成をめぐる」(『和漢比較文学』第三十五号、二〇〇五年八月)。佐藤道生編『句題詩研究』(慶應義塾大学出版会、二〇〇七年)。井上和歌子『善秀才宅詩合』律詩群の検討——句題詩の詠法の安定化(『和漢比較文学』第四十四号、二〇一〇年二月)。
- (4) 佐藤道生「第六章 漢詩文・漢文学」(小峯和明編著『日本文学史 古代・中世編』ミネルヴァ書房、二〇一三年)、同「第十二章 漢と和の「文」①——秀句の方法」(河野貴美子、Wielke DENECKE、新川登亀男、陣野英則編『日本「文」学史 第一冊』勉誠出版、二〇一五年)。拙稿「新味と継承——『和漢朗詠集』の故事の表現をめぐる——」(『中国故事受容論考』勉誠出版、二〇〇九年、初出は二〇〇七年六月)。
- (5) 拙稿『詩序集』の破題表現と『和漢朗詠集』(前掲注(4)書、初出は二〇〇七年六月)において、『詩序集』所収の詩序をめぐる、破題表現の重層性と題材の連関について少しく言及した。
- (6) 『礼記』曲礼上に「人生十年曰幼。学。(人生まれて十年を幼と曰ふ。学ぶ。)」とあるのに拠る。
- (7) 太田晶二郎「四部ノ読書考」(『太田晶二郎著作集』第一冊、吉川弘文館、一九九二年、初出は一九五九年七月)。
- (8) 佐藤道生『和漢朗詠集』、幼学書への道(『三河鳳来寺旧蔵曆応二年書写和漢朗詠集 影印と研究 研究篇』勉誠出版、二〇一四年、初出は二〇〇六年二月)。
- (9) 『文鳳抄』や『擲金抄』などの対句語彙集の製作はこうした事実を如実に物語っている。

- (10) 黒田彰『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、一九八七年)、『中世説話の文学史的環境 続』(和泉書院、一九九五年)。牧野和夫『中世の説話と学問』(和泉書院、一九九一年)ほか。
- (11) 黒田彰「蘇武覚書——中世史記の世界から——」(前掲注(10)書(正編)、初出は一九八四年十一月)。
- (12) 黒田彰「注釈の展開——宝物集の場合——」(前掲注(10)書(続編)、初出は一九八五年三月)。
- (13) 前掲注(1)書第一五章『新選集』『新編集』『錦繡段』(初出は一九九八年三月、一九九九年三月、二〇〇一年三月)。